⑵　南浦和寮
①　固定資産の概要
用途　職員用宿舎建物
種類　建物
場所　埼玉県さいたま市南区辻１丁目481番地４
帳簿価格（平成28年度期末）　11,475,000円
②　認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められる。
③　減損の認識に至らなかった理由
上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しない。
⑶　城陽宿舎
①　固定資産の概要
用途　職員用宿舎建物
種類　建物
場所　京都府城陽市平川横道73番地
帳簿価格（平成28年度期末）　4,708,500円
②　認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められる。
③　減損の認識に至らなかった理由
上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しない。
⑷　和歌山第１宿舎
①　固定資産の概要
用途　職員用宿舎建物
種類　建物
場所　和歌山県和歌山市西浜字下新堤内ノ坪974番地６
帳簿価格（平成28年度期末）　54,476,242円
②　認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められる。
③　減損の認識に至らなかった理由
上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しない。

６．不要財産に係る国庫納付等に関する注記

①	資産種類		土地及び建物
②	資産名称		幕張寮
③	帳簿価格	⑴取得価格	388,461,810円
		⑵減価償却	0円
		⑶帳簿価格	388,461,810円
④	不要財産となった理由		長期間継続的に入居者がいない状態であり、今後も入居する見込みがなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		現物納付
⑥	譲渡収入の額		―
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	388,461,810円
		納付年月日	平成29年１月11日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	―
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	―
⑨	減資額		388,461,810円
⑩	備考		

①	資産種類		土地及び建物
②	資産名称		東久留米寮
③	帳簿価格	⑴取得価格	273,666,734円
		⑵減価償却	17,269,167円
		⑶帳簿価格	256,397,567円
④	不要財産となった理由		長期間継続的に入居者がいない状態であり、今後も入居する見込みがなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		現物納付
⑥	譲渡収入の額		―
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	256,397,567円
		納付年月日	平成29年１月11日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	―
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	―
⑨	減資額		273,666,734円
⑩	備考		